

熊本県における野生いのしし対策について（案）

1 経緯

- (1) これまで、野生いのししへの豚熱ウイルス浸潤状況等を考慮し、野生いのししの専門家等の意見を踏まえて豚熱経口ワクチンの使用の是非を決定してきており、令和 7 年 11 月 17 日現在、44 都府県において経口ワクチンの散布が実施されている。
- (2) 福岡県においては、令和 7 年 8 月 19 日に久留米市で県内初の野生いのしし感染事例が確認されて以降、継続的に陽性事例が確認されており、11 月 14 日には八女市上陽町で県内 21 例目が確認された。八女市は熊本県境に接する地域であるが、これまで熊本県では野生いのししにおける豚熱陽性事例は確認されておらず、熊本県は経口ワクチン散布推奨地域に指定されていない（福岡県は、1 例目の陽性確認を受けて、本年 8 月 19 日に指定済み）。

2 熊本県を豚熱経口ワクチン散布推奨地域に指定することについて

- (1) 以下の理由から、熊本県を野生いのししに対する豚熱経口ワクチンの散布推奨地域とし、経口ワクチン散布を行うことが適当と決定する。
 - ・福岡県久留米市で県内初となる野生いのししにおける豚熱陽性個体が確認されて以降、短期間に陽性事例が連続して確認されており、福岡県内の一部地域に豚熱ウイルスが相当程度浸潤している可能性が高いと考えられること。
 - ・今般、熊本県に隣接する福岡県内の地域においても豚熱陽性個体が確認されており、当該地域と熊本県との間には高速道路等の物理的障壁がなく、山塊が連なっていること。
 - ・現在、繁殖期、狩猟期に入っており、野生いのししの行動範囲が広がっていること。
- (2) なお、熊本県に対しては、経口ワクチン散布地域を中心に、ワクチン株と野外株の識別に留意の上、野生いのししにおけるサーベイランスを重点的に実施するよう依頼する。

- 3 熊本県のみならず、九州全県において野生いのしし捕獲の強化、野生いのししにおける人為的な豚熱感染拡大防止対策の周知徹底を図るとともに、養豚場周囲の草刈り等のいのししの接近阻止、養豚農場における飼養衛生管理の徹底、飼養豚に対する適時適切なワクチン接種、異状豚の早期通報などについても再確認するよう依頼する。